

第 7 回

農業委員会総会議事録

平成 24 年 1 月 30 日(月)

幕別町農業委員会

第7回幕別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年1月30日（月）午後4時から午後5時10分まで

2. 開催場所 ふれあいセンター福寿会議室

3. 出席委員（24名）

会長	25番	杉坂	達男
会長職務代理者	24番	谷内	雅貴
委員	1番	国枝	隆幸
	2番	香西	浩志
	3番	齊藤	正孝
	4番	山田	学
	5番	大道	健實
	6番	小原	喜久雄
	7番	石川	雅洋
	8番	尾藤	欣二
	9番	向井	知己
	10番	杉本	義昭
	11番	鯖戸	英明
	12番	田邊	忠幸
	13番	高橋	秀樹
	14番	鬼頭	良市
	15番	東口	政秋
	16番	蛭原	一治
	18番	中島	孝
	19番	白木	孝和
	20番	岡崎	稔
	21番	宗廣	武夫
	22番	加藤	宏
	23番	齊藤	一男

4. 欠席委員（1名）

17番 森 勤子

5. 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員の指名

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 平成23年度十勝農業委員会連合会研修会について

第2号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第3号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

5) 議案

第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 第 3 号 現況証明について
- 第 4 号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について
- 6) 協議
 - 第 1 号 農地の賃借料情報について
 - 第 2 号 農地法第 3 条に規定する下限面積の設定について
- 7) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野坂 正美
忠類支局長	細澤 正典
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	廣瀬 紀幸
農地振興係主査	檜木 良美
農地振興係主任	佐々木 哲也

7. 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、定足数に達しておりますから、ただいまから第 7 回農業委員会総会を開催いたします。
議長	次に議事録署名委員の指名を行います。会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員を、議長から指名させていただきますが意義ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。それでは、議事録署名委員に 13 番高橋委員、14 番鬼頭委員をお願いをいたします。
議長	それでは、次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により 17 番森委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。以上です。
議長	次に、報告第 1 号「平成 23 年度十勝農業委員会連合会研修会について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。
事務局	それでは私の方から報告をさせていただきます。資料は特にごさいません。この研修会につきましては、十勝農業委員会連合会の主催によります十勝管内の会長、職務代理者、事務局長を対象に、去る 1 月 18 日に帯広市とかちプラザにおきまして開催されました。初めに会長研修会では、4 つのテーマで意見交換を行っております。1 つ目は、農業に関する意見公表、建議、諮問に対する答申について。2 つ目は、規模拡大加算について。3 つ目は、農地転用規制の強化について。4 つ目は、遊休農地の防止について。以上の 4 点について、各市町村会長より説明後、意見交換を行っております。また、職務代理者、事務局長研修会では、本別町の「豆ではりきる母さんの会」の代表者山田会長、鈴江副会長、熊谷副会長による事例発表がありました。内容は「昔ながらを大切に」と題し、平成 12 年に補助事業により本別まめ工房を建設し、本別の豆

議長	を活用した手作り豆腐、みそ、菓子部門ごとに事例発表がありました。最後に試食をして終了しております。以上、簡単ではありますが報告とさせていただきます。 ただ今の報告第 1 号について、何かご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。ございませんか。 (発言なし)
議長	それでは、報告第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第 2 号 1 番から 18 番を説明いたします。
事務局	報告第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書 1 ページから 5 ページまでの 18 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で説明を終わります。
議長	報告第 2 号 1 番から 18 番を説明いたしました。何か意義がございましたらご発言をお願いいたします。ございませんか。 (発言なし)
議長	それでは、質疑がないようですので、議案第 2 号は報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 3 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第 3 号の 1 番を説明いたします。
事務局	【報告第 3 号 1 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上で報告を終わります。
議長	ただ今、報告第 3 号 1 番が説明されました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。よって報告第 3 号 1 番は、報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から議案の第 1 号 1 番から 4 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 1 番から 4 番を議案書をもとに朗読】

事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書の 1 ページ、2 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
14 番	この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番から 4 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第 1 号 1 番から 4 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号 5 番から 10 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 5 番から 10 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の 3 ページから 5 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
13 番	この案件につきましては、更新でございます。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。よって議案の第 1 号 5 番から 10 番は、原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号 11 番、12 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 11 番、12 番を議案書をもとに朗読】

事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 6 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足をお願いいたします。
1 番	この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定につきましては問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。それでは採決をいたします。議案第 1 号 11 番、12 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号 11 番、12 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号 13 番、14 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 13 番、14 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 7 ページ記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
5 番	この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号 13 番、14 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。議案第 1 号 13 番、14 番は原案のとおり決しました。

議長	次に議案第 1 号 15 番から 28 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 15 番から 28 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 8 ページから 14 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
5 番	この案件につきましては、後継者への借り換えに伴うものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	異議なしといたします。議案第 1 号 15 番から 28 番について採決をいたします。異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号 15 番から 28 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 1 号 29 番、30 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 29 番、30 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 15 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
22 番	この案件につきましては、今月 20 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 29 番、30 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。議案の第 1 号 29 番、30 番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第 1 号 31 番、32 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 1 号 31 番、32 番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 16 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

12 番 この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号 31 番、32 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案の第 1 号 31 番、32 番を原案のとおり決しました。

議長 次に議案第 1 号 33 番について、説明をいたします。

事務局 【議案第 1 号 33 番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 17 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

15 番 この案件は、本来、地区担当委員は蛭原委員ですが、私が利用調整の地区担当でありましたので、私から説明します。この案件につきましては、昨年 10 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細については事務局の説明のとおりです。以上で説明を終わります。

議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案の第 1 号 33 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案の第 1 号 33 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号 34 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 34 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 17 ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいま、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
20 番	この案件につきましては、今月 18 日に町公社が利用調整を行った件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと考えております。詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 34 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 34 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案第 2 号 1 番を説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第 3 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
14 番	去る 1 月 23 日、森委員、白木委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、 周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 1 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第 2 号 2 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 2 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第 3 条調査書 2 ページに記載されておりますとおり、 農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えて おります。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
13 番	1 月 23 日、森委員、白木委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺 農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局のご説明 のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 2 番について、原案 のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号 2 番は原案のとおり可決されま した。
議長	次に、議案第 2 号 3 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 3 番を議案書をもとに朗読】

事務局	この案件は、別添農地法第3条調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
12 番	この案件につきましては、去る1月23日、森委員、白木委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑ないいたします。採決をいたします。議案第2号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号3番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号4番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号4番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
5 番	この案件につきましては、新規でございます。去る、1月20日に農地部会で労働力や今後の農業従事状況等について、ご協議をいただいております。今月23日に、森委員、白木委員、事務局とで現地を確認していただきました。周辺への影響はないと考えております。詳しくは事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、ここで鬼頭農地部会長より補足の説明をお願いいたします。
14 番	この案件につきまして、去る1月20日に農地部会を開催いたしました。この案件は新規であります。農地部会では、労働力や機械による状況、今後の農業従事者の状況等を協議しました。農地部会では、農業の要件を満たしていることから許可相当となりますので、ここに報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 4 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案の第 2 号 4 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 5 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 5 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件につきましては、別添調査書 5 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
4 番	この案件につきましては、去る 1 月 23 日、向井委員、蛭原委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、議案に記載の賃借料でございますが、農地の状態、立地条件などが良くないことから、このような価格設定となっております。詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 5 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号 5 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 6 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 6 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 6 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
24 番	この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲であります。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 6 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号 6 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 7 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 7 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 7 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
21 番	この案件につきましても、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 7 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号 7 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 8 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 8 番を議案書をもとに朗読】

事務局	この案件は、別添調査書 8 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
11 番	この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 8 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号 8 番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第 2 号 9 番につきましては、岡崎委員の事案が含まれております。農業委員会法第 24 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議が終了まで退席をお願いいたします。 (20 番岡崎委員退席)
議長	それでは、議案第 2 号 9 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 9 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件につきましては、別添調査書 9 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
6 番	この案件につきましても、経営移譲に伴う親から子への使用貸借権の設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 9 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 9 番は原案のとおり可決いたします。 (20 番岡崎委員着席)
議長	それでは次に、議案第 2 号 10 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 10 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 10 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
18 番	この案件は、親から子への一括生前贈与のための所有権移転でございます。周辺農地への影響はないと思われます。詳細は、事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 10 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号「現況証明について」を議題といたします。事務局から議案第 3 号の 1 番について説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番を議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当農業委員からの報告をお願いします。
18 番	この案件は、地目変更登記のための現況証明です。1 月 23 日、森委員、白木委員と 3 名で行って参りました。詳しいことは、事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号 1 番は原案のとおり報告のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 2 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 2 番を議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当農業委員からの報告をお願いします。
12 番	この案件につきましては、本来、地区担当農業委員は石川委員でございますが、現地調査、当日都合が付きませんでしたので、代わりに私が現地を確認いたしました。説明させていただきます。去る 1 月 23 日、森委員、白木委員、事務局で現地をご確認いただき、農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 2 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号 2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について」を、議題といたします。事務局から説明をいたします。
事務局	議案第 4 号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について」
事務局	農業委員会等に関する法律施行令第 3 条第 1 項の規定により提出のあった申請書類について、同条第 2 項の規定に基づき記載された事項について意見を附し、幕別町選挙管理委員会に提出したく審議を求めるものでございます。内容を選挙人名簿集計表により、説明させていただきます。選挙区は、幕別地区が 10 投票所、忠類地区が 1 投票所となっております。 幕別地区の投票所の小計欄ですが、申請者の総数は、男女の合計が 1,558 人。未申請で認定の方が 47 人。申請があるが非認定の方が 42 人というように、

	名簿登載登録者数は 1,563 人で、対前年比 49 人減となっております。 次に忠類地区ですが、申請者の総数が男女の合計が 263 人、申請があるが非認定の数が 2 名となっており、名簿登載登録者数は 261 人で対前年比 5 名の減となっております。 全体の名簿登録者数は 1,824 人となっております、対前年 54 人の減となっています。申請があるが非認定の数につきましては、高齢により農業従事が出来なくなった者、高齢者施設への入所、病院への入院などの理由が主なものでございまして、従事日数が不足し、非認定となっております。以上、内容の説明をさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	それでは、質疑を行います。何かございませんか。 (発言なし)
議長	ございませんか。それでは質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 4 号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案の第 4 号は原案のとおり可決されました。
議長	次に協議案第 1 号「農地の賃借料情報について」を議題といたします。事務局から説明をいたします。
事務局	協議第 1 号「農地の賃借料情報について」。農地の賃借料情報の提供につきましては、農地法第 52 条の規定に農業委員会は農地の農業上の利用等の増進に資するため、借賃等の情報提供を行うことを定められていますことから、協議を求めるものでございます。内容の説明をさせていただきます。今回、ご協議いただく内容といたしましては、普通畑と牧草畑の賃借料でございます。記載にあります賃借料の料金は、平成 23 年 1 月から 12 月までに農地法第 3 条の規定による許可と、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の公告を基にデーターを作成してございます。 詳細ですが最初に普通畑です。幕別地区低台は平均額 9,700 円、最高額 15,600 円、最低額 6,000 円で対前年平均額が 100 円の増となっております。次に幕別地区高台は、平均額 7,700 円、最高額 12,000 円、最低額 3,500 円で対前年平均額が 200 円の減となっております。忠類地区は平均額が 4,700 円、最高額が 7,000 円、最低額が 2,000 円で対前年平均額が 200 円の増となっております。 次に牧草畑でございます。幕別地区低台は平均額が 5,100 円、最高額が 7,700 円、最低額が 4,000 円で、対前年平均額が 600 円の減となっております。幕別地区高台は、平均額が 4,600 円、最高額が 6,000 円、最低額が 2,700 円で対前年平均額が 100 円の減となっております。忠類地区ですが、平均額が 3,800 円、最高額が 4,000 円、最低額が 3,000 円で対前年平均額が 1,000 円の増となっております。 また、情報の提供の方法といたしましては、農業委員会だより、町ホームページ、広報紙により、広く周知を図ってまいりたいと思います。以上、内容の

議長	説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 ただいま事務局から平成 23 年度中のデーターを中心にした、情報の整理をいたしまして、公表することになりました。何か質疑ございませんか？ (発言なし)
議長	それでは無いようですから、以上、報告をいたしましたような内容で、それぞれの機関を通じ公表することといたします。情報を提供することといたします。このように進みたいと思いますから、どうかよろしくご了承のほどをお願いいたします。
議長 事務局	次に協議案第 2 号「農地法第 3 条に規定する下限面積の設定について」を議題といたします。事務局から説明をいたします。 協議第 2 号「農地法第 3 条に規定する下限面積の設定について」。農地法第 3 条に規定する下限面積の設定につきましては、平成 21 年 11 月 27 日開催の第 19 回総会で、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定どおり下限面積を 2 ヘクタールと決定しておりますが、平成 22 年 12 月 22 日付けの農林水産省経営局長通達には「農業委員会の適正な事務実施について」の中に、事務処理の事前周知等といたしまして、下限面積の周知及び公表が定められておりまして、農業委員会は、毎年、下限面積の別段面積について、設定または修正の必要性について審議することとなっております。このことから、今回ご協議を行うものでございます。内容の説明をさせていただきます。 別段面積の設定につきましては、農地法施行規則第 20 条に 2 つの別段面積基準が定められております。1 つ目の第 1 項の基準としましては「農業委員会が定めようとする別段面積は、2 ヘクタール未満の農地または採草放牧地を耕作している者の数が、総数のおおむね 100 分の 40 を下らないように算定されること」となっており、2010 年版の農林業センサスでは、本町は総数 632 戸、2 ヘクタール以上が 584 戸であり、全体の 92.4%の状況にあります。2 つ目の第 2 項の基準といたしましては「設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地が相当程度存在すること」となっておりまして、該当地が無い状況にあります。 以上の 2 つの基準を満たしていないことから別段面積を設定せず、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定どおり 2 ヘクタールと定めたく、ご審議をお願いするものでございます。以上、内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 議長 ただいま事務局から下限面積についての説明がありました。質疑を受けます。 (発言なし) 議長 ございませんか。それでは質疑なしといたしますから、このように取り進めることにさせていただきます。ご了承のほどお願いいたします。 議長 議案は以上であります。これをもちまして、第 7 回農業委員会総会を閉会をいたします。

上記の会議の顛末を記たることに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

13 番

印

14 番

印

議長

印